

ポスト

令和7年6月11日
金融庁

「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令](#)」等の改正（案）（改正の内容は以下のとおり）につきまして、令和7年4月11日（金曜）から令和7年5月11日（日曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

- ▶ 持株会に関する範囲拡大・明確化
- ▶ 子会社株式の現物配当に関する空売り規制の適用除外
- ▶ 自己株式取得規制における立会外取引による自己株式の取得要件の追加
- ▶ 持株会退会時の一単元未済の株式の売却処理に伴う売買報告書の適用除外
- ▶ 株券等の買集め行為の決定に関する事実の軽微基準
- ▶ 株主総会参考書類及び議決権行使書面について電子提供措置がとられている場合の委任状参考書類の記載省略及び当局への提出義務の除外

その結果、4件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、こちらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は、[（別紙1）](#)を御覧ください。

また、具体的な改正内容については、[（別紙2）](#)を御参照ください。

2. 公布・施行日

本件の内閣府令は、本日付で公布され、令和7年6月12日（木曜）（自己株式取得規制における立会外取引による自己株式の取得要件の追加に関する改正については同年8月1日（金曜））から施行されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
企画市場局市場課（内線3609、3943）

（別紙1） [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

（別紙2） [金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令](#)

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
 - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディアアカウント

▶ 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

 首相官邸 大阪・関西万博 特設ページ

金融
庁に
ついて

報道・
広報

政策・
審議会

法令・
指針等

金融
機関
情報

国際
関係
情報

アクセ
スFS
A (広
報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000